

平成26年度第2回（11月）大磯町議会 議会報告会

議 会 報 告 会 資 料

(開催日)
1回目 平成26年11月15日（土）午前10時～
2回目 平成26年11月15日（土）午後3時～

資 料

議会議員の紹介 1～3

議会基本条例について 4～5

議会報告事項（1）平成25年度決算のおもな審査内容 6～10

議会報告事項（2）（仮称）大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー
利用の推進に関する条例（素案） . . 11～21

添付資料 前回報告の結果について 22～24

議会議員の紹介 (議員名簿)

町条例定数 14人
 現議員数 14人
 任期 平成23年7月16日～平成27年7月15日

議長

議席 番号	氏 名	役職・所属委員会	所属政党	当選 回数
16	おくつ かつこ 奥 津 勝 子 	議長 福祉文教常任委員会委員	公明党	3 回

副議長

議席 番号	氏 名	役職・所属委員会	所属政党	当選 回数
1	たかはし ひでとし 高 橋 英 俊 	副議長 総務建設常任委員会委員 議会運営委員会委員	無所属	3 回

監査委員 (議会選任)

議席 番号	氏 名	役職・所属委員会	所属政党	当選 回数
10	たけうち えみこ 竹 内 恵美子 	監査委員 福祉文教常任委員会委員	無所属	3 回

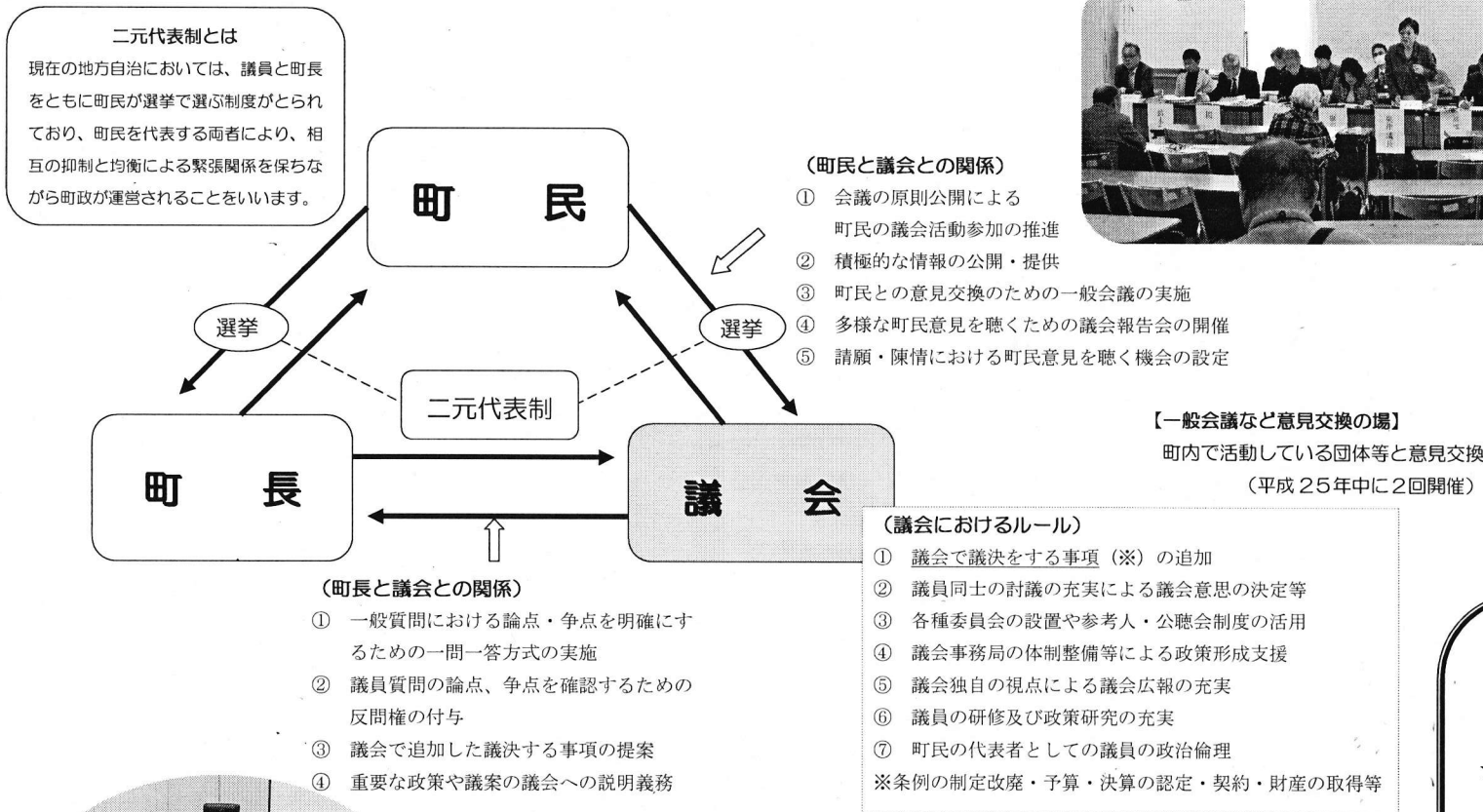
議会議員名簿

議席 番号	氏 名	役職・所属委員会	所属政党	当選 回数
2	にのみや かずこ 二 宮 加寿子	 総務建設常任委員会委員 議会だより編集委員会委員 農業委員会委員	公明党	1 回
3	わたなべ じゅんこ 渡 辺 順 子	 総務建設常任委員会委員長 議会運営委員会委員 大磯町都市計画審議会委員 (総務建設常任委員会委員長として委嘱)	無所属	3 回
5	さかた ようこ 坂 田 よう子	 福祉文教常任委員会委員 議会運営委員会副委員長 議会だより編集委員会委員長 農業委員会委員	無所属	4 回
6	かたの てつお 片 野 哲 生	 福祉文教常任委員会副委員長 議会運営委員会委員 議会だより編集委員会委員	無所属	1 回
7	よしかわ しげお 吉 川 重 雄	 総務建設常任委員会副委員長 議会運営委員会委員長	無所属	3 回
8	たかはし ふみこ 高 橋 富美子	 福祉文教常任委員会委員長 議会運営委員会委員 議会だより編集委員会副委員長 大磯町民生委員推薦会委員 (福祉文教常任委員会委員長として委嘱)	無所属	1 回

議会議員名簿

議席 番号	氏 名	役職・所属委員会	所属政党	当選 回数
9	どばし ひでお 土 橋 秀 雄 	福祉文教常任委員会委員	無所属	4 回
11	みさわ たつお 三 澤 龍 夫 	総務建設常任委員会委員 議会だより編集委員会委員	無所属	5 回
12	せき たけくに 関 威 國 	総務建設常任委員会委員 議会だより編集委員会委員	無所属	1 回
13	すずき きょうこ 鈴 木 京 子 	総務建設常任委員会委員 議会運営委員会委員	日本 共産党	4 回
15	しみず ひろこ 清 水 弘 子 	福祉文教常任委員会委員	無所属	6 回

大磯町議会基本条例における町民との協働によるまちづくり



【議会報告会】

議会の活動等をご報告し、町民の皆様からご意見をいただく場として開催（平成25年中に4回開催）



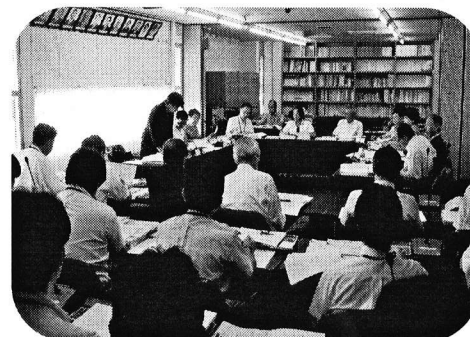
【一般会議など意見交換の場】

町内で活動している団体等と意見交換（平成25年中に2回開催）



【定例会・臨時会】

議案の審議・採決など
議場で行い、SCNでテレビ放映している。
（平成25年中に19回開催）



【委員会・協議会】

議案、請願・陳情などの審査、町長からの重要事項の報告など

○議会運営委員会 ○議員全員協議会
○総務建設常任委員会・協議会
○福祉文教常任委員会・協議会
○議会だより編集委員会
○予算（決算）特別委員会 など

（平成25年中に委員会を57回開催
協議会を28回開催）

大磯町議会の紹介

★女性議員が占める割合は全国1位
（議会議員14名中8名が女性議員）

★議会改革度調査（早稲田大学マニフェスト研究所が全国の都道府県・市町村議会を対象とした調査）で、2013年のランキングは
全国で14位（町村では1位）

★現在の議員の任期は
平成23年7月16日から4年間

大磯町議会基本条例の概要

条例の重要項目	条文の概要	
①情報公開による 透明性の確保 ・前文 ・第3条 ・第5条 ・第11条 ・第14条	前 文	議会は町民の代表機関、町政の立案・決定・監視、町民と協働のまちづくりの推進、議会活動の説明責任を果たす公正で透明、開かれた議会を構築する 本条例の議会運営のルールを遵守・実践し、町民から信頼され存在感のある豊かな議会を築くため不断努力
	第1条 (目的)	開かれた議会で議事機関としての役割を果たす、町民の福祉の向上と豊かなまちづくりの実現に寄与
	第2条 (議会の使命)	町政の監視、政策立案の決定・推進
②町民参加と協働 ・前文 ・第3条 ・第5条 ・第10条	第3条 (議会の活動原則)	町民を代表する議事機関、透明性等を重んじた開かれた議会、町民参加と協働
	第4条 (議員の責務)	自由な討論の推進、町民要望等の的確な把握、能力を高め町民の代表としての活動
	第5条 (町民と議会の関係)	本会議等の公開、情報の公開・提供、一般会議、請願・陳情は政策提案、議会報告会
	第6条 (町長と議会及び議員の関係)	質疑応答は論点・争点を明確にする一問一答方式、町長等反問権
③議員間の自由討 議と反問権 ・第4条 ・第6条 ・第9条	第7条 (重要政策の審議等)	町長等は重要な政策提案前に政策決定過程から将来コストなど7項目の情報提供
	第8条 (議会の議決事件)	まちづくり基本計画、町出資する法人出資
	第9条 (議会における自由討 議の拡大)	議会は言論の府であることを認識し、議員間の十分な討議による議会意思の決定等
	第10条 (議会の組織)	迅速・柔軟な委員会設置、参考人・公聴会制度の活用
	第11条 (政務活動費)	政務活動費を有効に活用、使途基準に従い適正に執行、使途の説明責任
④政策形成能力の 向上 ・第2条 ・第5条 ・第7条 ・第8条 ・第9条 ・第13条	第12条 (議会事務局の体制整備等)	議会又は議員の政策形成支援、町長等は財政・情報提供措置
	第13条 (議員の研修等)	議員の研修・政策研究を充実
	第14条 (議会広報の充実)	議会独自の視点から情報公開
	第15条 (議員の政治倫理)	町民の代表者として倫理性を自覚、町民の疑惑を招かない行動
	第16条 (この条例の性格等)	議会運営に関する最高規範、不断に見直し必要な措置
	附 則 平成21年11月1日から施行	

大磯町議会基本条例の全文をはじめ、議会活動については町ホームページ「大磯町議会」をご確認ください。

<http://www.town.oiso.kanagawa.jp/gikai/index.html>

編集・発行：大磯町議会事務局 TEL 0463-61-4100(内線281・292) FAX 0463-61-1991

大磯町議会



～ 議会の役割 ～

地方分権が進む中で、町の自己責任・自己決定の範囲が拡大し、二元代表制の一翼である議会が担う意思決定機関、行政の監視機関としての役割と責任は、これまで以上に重要となってきています。

このため、大磯町議会では議会の役割と活動の指針を明らかにし、町民の参加と協働を推進するため、大磯町議会基本条例を平成21年11月1日に施行しました。

この条例は大磯町議会の最高規範であり、条例に定める議会運営のルールを遵守し、実践することによって、町民福祉の向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的としています。

議会報告会

平成26年11月15日

－ プログラム －

- ・平成25年度決算のおもな審査内容
- ・(仮称)大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例素案
- ・意見交換

平成25年度 決算審査報告内容

1. 財政運営について
2. 主な決算審査の内容について(議会だよりP6～7から抜粋)
 - ①防災指定井戸
 - ②ごみ処理広域化
 - ③放課後児童健全育成事業
 - ④シルバー人材センター
3. 事務事業評価について(議会だよりP8)
 - ①都市交通推進事業
 - ②支援教育推進事業

①

1. 財政運営について

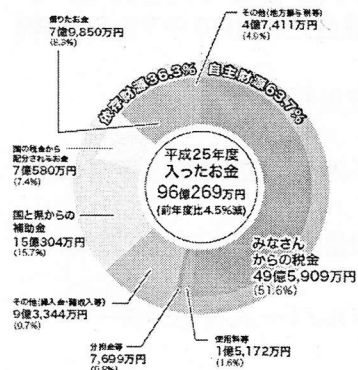
平成25年度歳出決算額
総額約179億5,480万円 (△2.2%)

一般会計	92億5,702万円 (△4.8%)
特別会計	
国民健康保険事業	40億3,701万円 (△1.4%)
後期高齢者医療	6億9,635万円 (0.8%)
介護保険事業	24億7,074万円 (2.0%)
下水道事業	14億9,368万円 (4.7%)

※1万円未満は四捨五入 () は対前年度伸び率

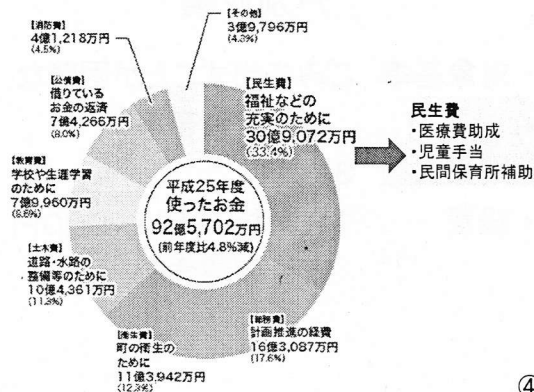
②

入ったお金



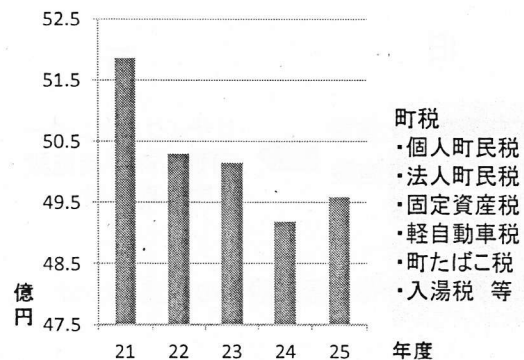
③

使ったお金

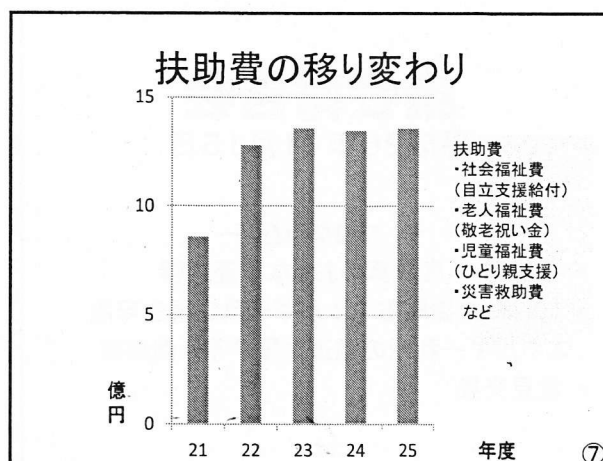
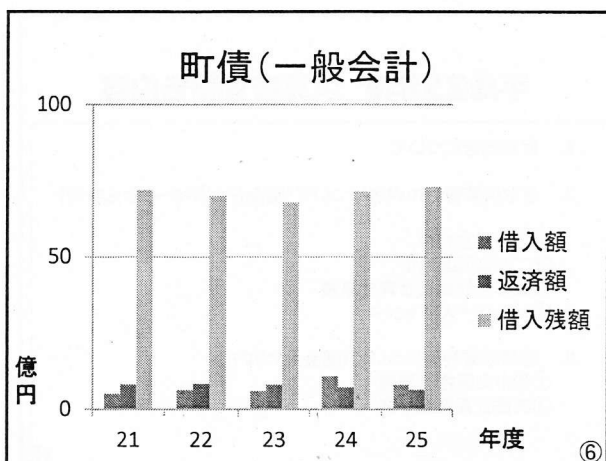


④

町税収入の推移

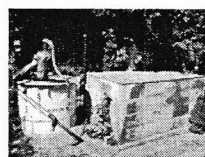


⑤



2. 主な決算審査の内容について (議会だよりP6～7から抜粋)

- ①防災指定井戸
 - ②ごみ処理広域化と戸別収集
 - ③放課後子どもプラン事業
 - ④シルバー人材センター
- ⑧



防災指定井戸
29基

水質検査費用
1件 9450円

水質検査と設置基準

水質検査の主な項目(全13項目)

- ・一般細菌
- ・大腸菌
- ・濁度
- ・PH値等

設置の流れ

- ・所有者の協力のもと、区長が推薦
 - ・町が現場調査のうえ、水質調査
 - ・飲料水に使用できれば指定
- ⑨

ごみ処理広域化施設分担表

旧	新
・厨芥類資源化施設 ・可燃ごみ中継施設 ・し尿処理施設	・リサイクルセンター ・可燃ごみ中継施設 ・し尿処理施設

厨芥類資源化施設建設費の削減になった

⑩

戸別収集

- ・対象基準 ごみを出すことが困難な
高齢者世帯等
 - ・対象人数 37世帯
 - ・経費 1人あたり1回2,000円
安否確認含む
- ⑪



放課後こどもプラン事業経費

- ・ 予算現額 1, 169万円
- ・ 決算額 1, 129万3, 000円
- ・ 県支出金 471万4, 000円
- ・ その他の財源 11万6, 000円
- ・ 一般財源 646万3, 000円

⑭



会員数と就労割合

(法人化以降)

年度	会員数 (人)	平均就業率 (%)
23	118	約61
24	145	約64
25	134	約71

⑯

請け負っている主な仕事

植木事業

- ・ 植木剪定・刈込 (1日1万円)
- ・ 伐採・枝落とし (1日1万2, 000円)

除草事業

- ・ 草むしり (1日8, 000円)
- ・ 屋内外の掃除 (1日8, 000円)

その他事業

- ・ 簡単な大工作業 (1日1万円)

家庭支援事業

- ・ 家内の清掃 (1時間1, 000円)

⑰

決算審査結果: 認定12名・不認定1名

決算特別委員会から出た意見のまとめ

- ・町税滞納分の徴収は減少傾向にあり(21年26.6%・25年22.7%)徴収率を上げる努力が必要である。
- ・事業の見直しや経費削減に努め生活基盤整備の充実・町民生活に密着したサービスの充実を望む。
- ・観光事業は身の丈に合ったものとし、過度な支出を抑えること。
- ・人口減少社会に向けた取り組みを総合計画に反映し、将来世代に負担を負わせない戦略的な政策が必要である。
- ・事業の評価では議会の評価と職員評価の差が明らかになった。決算審査で委員からでた意見を真摯に受け止め、27年度予算へ反映することを望む。

評価できる点

- ・東部集いの広場拡充で子育て支援が充実した。
- ・ごみ処理広域化で厨芥類資源化施設建設を廃止したこと。

18

3. 事務事業評価について

事務事業評価とは

25年度に町が行った566事業のうち214事業のシートが作成され、所管職員が自己評価を行っている。

各常任委員会で1事業を選び、議会独自の評価を行った。

選んだ基準

◎1000万円以上で所管職員がAと評価した事業

- ・総務建設常任委員会 都市交通推進事業
- ・福祉文教常任委員会 支援教育推進事業

19

都市交通推進事業(24・25年)

新たな路線バス運行経路図(平成24年4月運行開始)



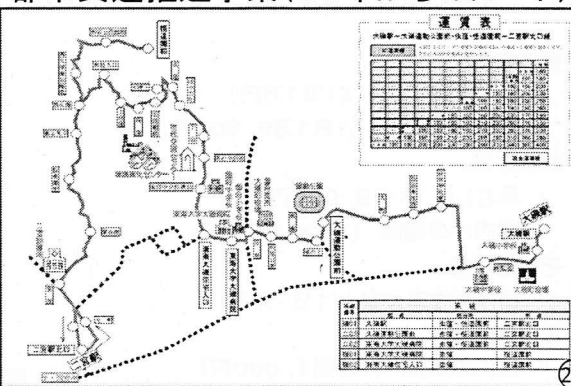
大蔵町 20

25年度利用者人数

月	合計
乗客数(人)	19,194
運行日数(日)	245
1日平均(人)	78.3
1便平均(人)	6.2
運賃収入額(円)	¥ 2,657,760

21

都市交通推進事業(26年からのルート)



22

登校風景



23

経費

(単位:円)

年間	年度	H25		
	四半期	運行経費	運賃収入	補助額
	4～6月	5,528,418	703,317	4,825,101
	7～9月	5,617,586	629,220	4,988,366
	10～12月	5,439,250	675,308	4,763,942
	1～3月	5,171,746	649,915	4,521,831
	合計	21,757,000	2,657,760	19,099,240

(24)

議会の評価

事務事業 の方向性	1	拡充する
	2	現状のまま継続する
	3	一部見直しのうえ継続する
	④	抜本的（事務事業の統廃合等）な 見直しのうえ継続する
	5	休止・廃止する

(25)



支援教育推進事業

(26)

配置図

	配慮児数 (人)	配置級数 (クラス)	支援員数 (人)
幼稚園	21	6	12
小学校	26	28	14
中学校	13	13	5
合計	60	47	31

25年度経費 2292万円
支援員の時給880円(25年度)

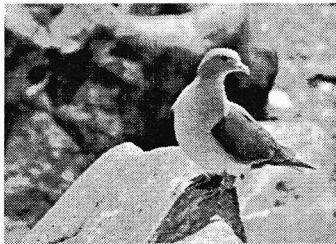
(27)

議会の評価

事務事業 の方向性	1	拡充する
	2	現状のまま継続する
	③	一部見直しのうえ継続する
	4	抜本的（事務事業の統廃合等）な 見直しのうえ継続する
	5	休止・廃止する

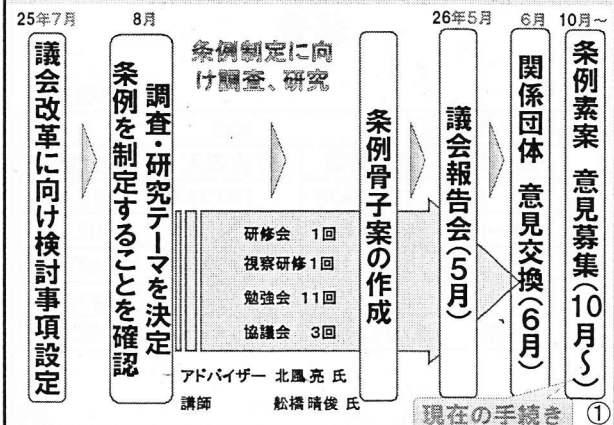
(28)

省エネルギー及び再生可能エネルギー 利用の推進に関する条例素案

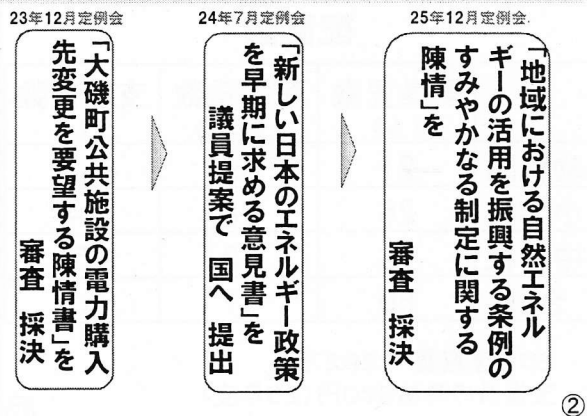


大磯町議会

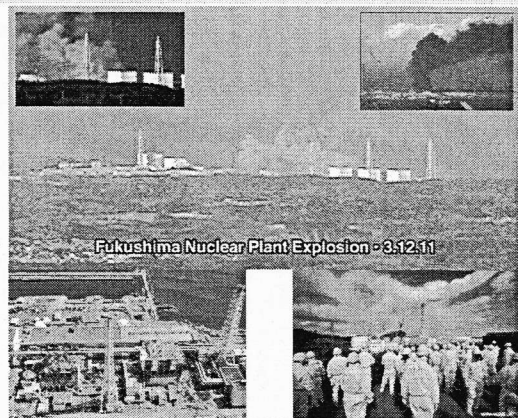
今までの経過



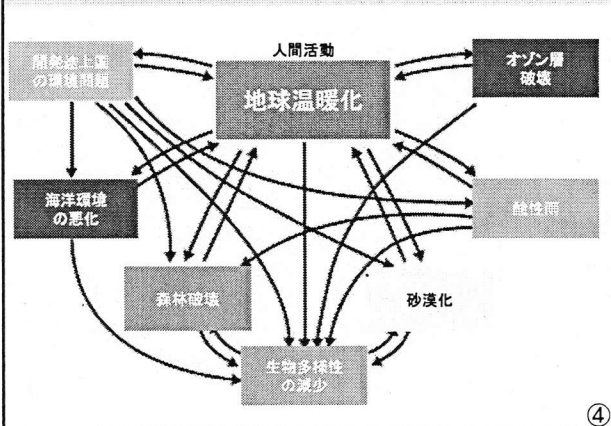
大磯町議会での動き



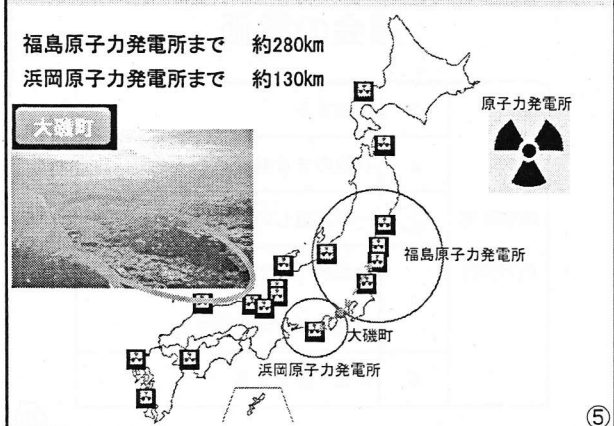
福島第1原子力発電所(事故後の画像)



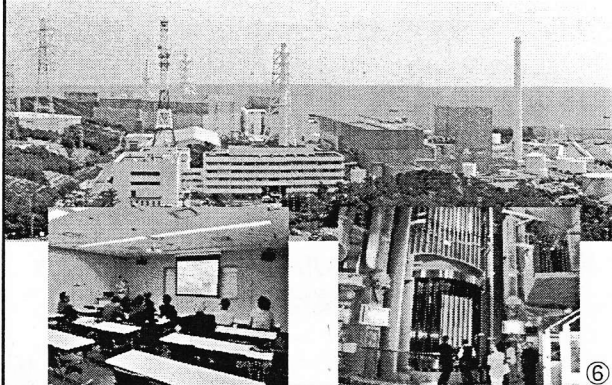
地球温暖化



大磯町の位置



先進自治体等視察研修（中部電力浜岡原子力館）
原子力発電の仕組み（平成25年11月5日）



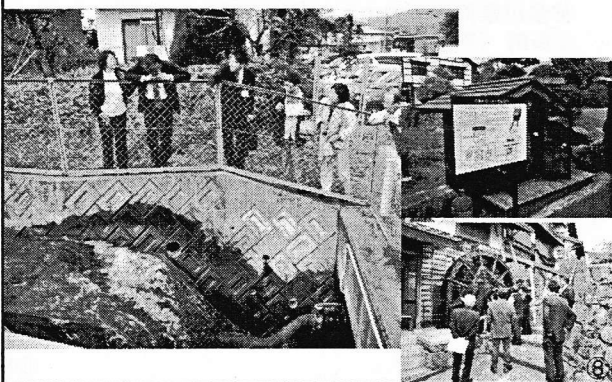
⑥

先進自治体等視察研修（愛知県新城市）
条例制定の手続きについて（平成25年11月5日）



⑦

先進自治体等視察研修（岐阜県中津川市）
小水力発電等導入推進の状況（平成25年11月5日）



⑧

総務建設常任委員会
勉強会の様子（平成26年6月13日）



⑨

条例の位置づけ

環境基本法



大磯町

環境基本条例

【平成12年4月1日施行】



大磯町

環境基本計画

（2013年～2022年）

（仮称）
大磯町省エネルギー及び
再生可能エネルギー利用の推進に関する条例
【平成27年4月1日施行予定】

⑩

条例素案

条例素案の概要

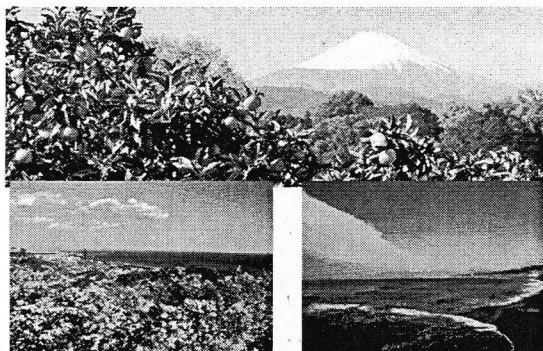
（仮称）大磯町省エネルギー及び
再生可能エネルギー利用の推進に関する条例（素案）

	前文
第1条	目的
第2条	定義
第3条	基本理念
第4条	町役割
第5条	町民の役割
第6条	事業者の役割
第7条	エネルギー事業者の役割
第8条	連携の推進
第9条	委任
	附則

⑪

条例の制定理由

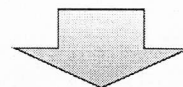
自然豊かな環境と、災害に強い安全で安心な地域社会を次世代に引き継ぐため



⑫

条例のポイント

エネルギーの地産地消



地域の再生可能エネルギーは、地域のもの
地域で得られた利益は、地域に還元する

⑬

計画の主体と役割

第4条 町の役割

- ・公共施設等における利用を推進
- ・情報、学習機会の提供
- ・教育の取り組みを支援

目的の達成

第5条 町民の役割

- ・知識の習得、実践
- ・町施策への協力

- ・環境負荷の低減
- ・持続可能な社会
- ・安全で健康な生活

第6条 事業者の役割

- ・事業活動における利用を推進
- ・町施策への協力

第7条 エネルギー事業者の役割

- ・環境保全と他者への影響に配慮

⑭

県内の条例制定状況

神奈川県

神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成26年4月1日施行）

鎌倉市

鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入促進に関する条例（平成24年6月1日施行）

小田原市

小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例（平成26年4月1日施行）

⑮

議会報告会

調査研究状況報告（平成26年5月17日）



⑯

今後のスケジュール

関係団体
意見交換（6月）

条例素案の作成・意見募集

条例案の作成

議会上程（12月）

条例の公布・施行（27年4月）

現在の手続き

⑰

(仮称)大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進 に関する条例（素案）

化石燃料を大量に消費するエネルギー政策は、長年にわたり地球温暖化など、環境に大きな影響を及ぼしてきました。また、平成 23 年の福島第一原子力発電所の事故によって原子力特有の巨大なリスクが明らかになり、私たちは、これまでのリスクを伴うエネルギーへの依存と利用を今一度立ち止まって考える必要があることに気付きました。

大磯町は、豊かな自然と、歴史・文化資源を有する良好な住宅地として発展してきました。私たちは、この環境を保全するために、複雑化した環境問題に取り組んできましたが、これからは省エネルギーを更に推進し、化石燃料や原子力に頼らない再生可能エネルギーを利用したエネルギー政策を推進することが不可欠と考えます。

私たちは、自然豊かな環境と、安全で安心な持続可能な循環型地域社会を次世代に引き継ぐために、この条例を制定します。

【説明】

化石燃料の大量消費による地球温暖化への影響や、東日本大震災を契機とした東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力特有の巨大なリスクは、私たちのこれまでのライフスタイルやエネルギー政策に対する考え方を見直すきっかけとなりました。

大磯町は、大磯丘陵の山なみの緑や相模湾の海に象徴される豊かな自然と、先人から受け継がれた多くの歴史・文化資源を有しています。この自然豊かな環境を保全し、災害に強く、安全で安心な持続可能な循環型地域社会を次世代に引き継いでいくために、町、町民、事業者が協働して省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの利用を推進するための条例を制定することを述べています。

（目的）

第 1 条 この条例は、大磯町（以下「町」という。）における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進について基本的な事項を定めることにより、町のエネルギー政策の推進を図り、もって環境の保全と環境への負荷の少ない安全で安心な循環型地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

【説明】

省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの利用を推進することは、環境負荷の低減につながります。この条例は、町の自然豊かな環境を保全し、災害に対して安全で安心な循環型地域社会を持続的に発展させるため、町、町民、事業者及びエネルギー事業者の役割など基本的な事項を定め、新たな町のエネルギー政策として、省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの利用を推進することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 町内で事業を営むものをいう。
- (3) エネルギー事業者 エネルギーを町内で生産し、若しくは町内に供給する事業を営むもの又はこれから営もうとするものをいう。
- (4) 省エネルギー エネルギーの利用を節約し、その効率化を図ることをいう。
- (5) 再生可能エネルギー 自然の営みから得られ、かつ、永続的に利用できると認められる、次に掲げるものをいう。
 - ア 太陽光
 - イ 太陽熱
 - ウ 風力
 - エ 水力
 - オ バイオマス
 - カ その他自然エネルギー資源を利用して得られるエネルギー

【説明】

この条例における用語を定義しています。

○ 再生可能エネルギー

法律（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律）で「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められているもの」と規定されている太陽光などを利用したエネルギーをいいます。

○ バイオマス

動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（石油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいいます。

○ その他自然エネルギー資源を利用して得られるエネルギー

法律施行令（第4条）に規定する、アからオまでに掲げる再生可能エネルギー以外の、地熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱（地熱、太陽熱を除く。）をいいます。

(基本理念)

第3条 町、町民、事業者及びエネルギー事業者は、再生可能エネルギーは地域のものであるという共通認識の下に相互に協力して、積極的に省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に努めるものとする。

2 再生可能エネルギーは、経済性及び事業の持続性に配慮しつつ、その利用が図られ

るものとする。

- 3 再生可能エネルギーは、地域に根ざした事業主体が、地域の持続的な発展に資するように利用されるものとする。
- 4 再生可能エネルギーは、地域内における公平性及び他者に対する影響に十分配慮して利用されるものとする。
- 5 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、環境負荷の低減及び地域の自然環境の持続性に配慮するものとする。

【説明】

地域に存在する再生可能エネルギーは、地域における重要な資源と捉え、その利用に当たって配慮すべき事項を述べています。

○ 相互に協力して

再生可能エネルギー事業を施行する際は、地域住民に事業の規模や影響などを説明して理解を得ることなどにより、相互協力など信頼関係を築いていくことが大切です。

○ 経済性及び事業の持続性

事業から生ずる利益を地域に還元し、それを継続することにより、地域経済に配慮することが必要です。

○ 地域に根ざした事業主体

再生可能エネルギー事業の施行に当たっては、事業に対する専門的知識及び運営能力が求められます。また、施設の円滑な運営管理等に対応した体制、資本力など地域における社会的信頼性が必要です。再生可能エネルギー事業を施行する事業体は、施行する地域の住民と相互に協力する関係を築くことができる事業体であることをいいます。

○ 地域内における公平性

再生可能エネルギーは地域全体の資源である以上、同じ地域で再生可能エネルギー事業を展開する者がいる場合には、大きな資本力を持つ事業者のみが恩恵を受けるのではなく、公平性を持って利用していくことが必要です。

○ 他者に対する影響

再生可能エネルギー事業を施行しようとする場合には、他者に対して当該事業による影響を生じさせないようにすることが必要です。

(町の役割)

第4条 町は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に積極的に取り組むものとする。

- 2 町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を計画的に行うものとする。
- 3 町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進を図るため、組織

体制の強化その他必要な措置を講ずるものとする。

- 4 町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に係る情報収集に努めるとともに、町民と事業者の理解に資するため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する情報を活用し、学習の機会の提供その他必要な支援を行うものとする。
- 5 町は、次世代を担う子どもに対する省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する教育の取組を支援するものとする。

【説明】

町は、地域に存在する再生可能エネルギーが地域の資源であることを認識し、基本理念を実現するため、公共施設や町有地などの公有財産において省エネルギーや再生可能エネルギーの導入と利用を進めることとし、エネルギー政策を計画的に行うこととします。このエネルギー政策の計画的な実施については、本条例第9条(委任)の規定に基づき、町長が運用規定(ガイドライン)等を整備して進めることとし、エネルギー政策推進のための組織体制の強化等必要な措置を講じることとします。また、再生可能エネルギーの利用に必要な制度等の構築や研修等の支援を行います。例えば、再生可能エネルギー利用推進の必要性などの研修や講座の開催、民間活力を利用した再生可能エネルギー普及方策の構築などです。さらに、子ども達に対する、省エネルギー及び再生可能エネルギーの必要性について環境教育・学習の取組を支援します。

(町民の役割)

- 第5条 町民は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関し、主体的に知識の習得及び実践に努めるものとする。
- 2 町民は、町が実施する省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を理解し、協働して推進するものとする。

【説明】

町民は、地域に存在する再生可能エネルギーが地域の資源であることを認識し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用の推進について、自らの責任において、知識の習得やその利用に努め、町が実施する施策を理解し、協働で推進するものとします。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、主体的に省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に努めるものとする。
- 2 事業者は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関し、積極的な情報の提供に努めるものとする。
 - 3 事業者は、町が実施する省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を理解し、協力するものとする。

【説明】

事業者は、地域に存在する再生可能エネルギーが地域の資源であることを認識し、自らの責任において、事業活動における省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーの利用を推進して積極的な情報提供に努め、事業者の自主的な取組として町が実施する施策を理解し、協力するものとします。

(エネルギー事業者の役割)

第7条 エネルギー事業者は、将来にわたり地域資源の利用における環境の保全と他者に対する影響に配慮するものとする。

2 エネルギー事業者は、町民、事業者及び町に対し、再生可能エネルギーの利用の推進に関する情報の提供に努めるものとする。

3 エネルギー事業者は、町が実施する再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を理解し、協力するものとする。

【説明】

エネルギー事業者は、地域に存在する再生可能エネルギーが地域の資源であることを認識し、当該事業を施行するに当たり、基本理念に沿って地域の発展に資するよう資源の利用と環境の保全、他者に対する影響に配慮するものとします。また、町民、事業者及び町に対して、再生可能エネルギーの利用の推進に関する情報の提供に努めるものとします。そして、エネルギー事業者の自主的な取組として町が実施する施策を理解し、協力するものとします。

(連携の推進)

第8条 町、町民、事業者及びエネルギー事業者は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、相互に連携し、及び国、他の地方公共団体、大学、研究機関その他関係機関と連携するよう努めるものとする。

【説明】

町、町民、事業者及びエネルギー事業者は、省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの利用を推進していく上で相互に連携するとともに、必要に応じて国、他の地方公共団体、大学、研究機関やその他関係機関とも連携するよう努めるものとします。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

【説明】

この条例の理念を実現するために、施行について必要となる事項は町長が別に規則、運用規程（ガイドライン）等を整備するものとします。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

【説明】

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。

(仮称) 大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例の議員提案に向け、皆さまのご意見を募集します！

募集の趣旨

化石燃料の大量消費による地球温暖化への影響や、3年前に発生した福島第一原子力発電所の事故を契機として、これまでのライフスタイルやエネルギー政策に対する考え方が見直されてきています。

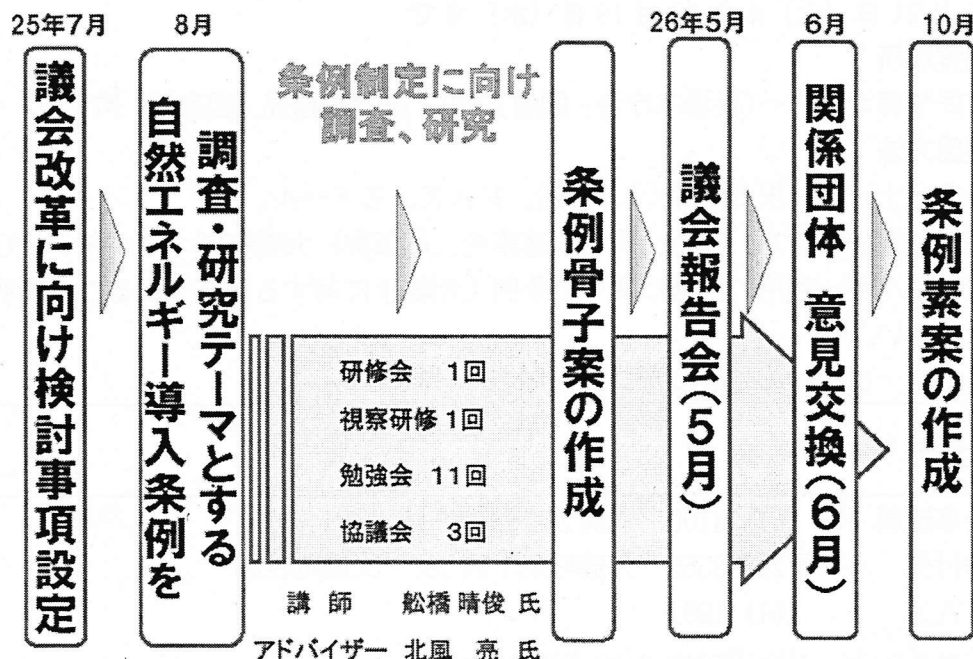
大磯町議会総務建設常任委員会では、「地域のエネルギーは地域のもの」を共通認識として、大磯町の自然豊かな環境を保全し、災害に強く安心して安全な持続可能な循環型地域社会を次世代に引き継ぐため、条例制定に向けた検討を進めてまいりました。

ここで、(仮称) 大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例(素案)ができましたので、この条例(素案)に対し皆さまからのご意見を募集するものです。

条例策定に至る経緯

平成25年7月、総務建設常任委員会では議会改革に向けた取り組みのひとつとして、調査・研究テーマを「自然エネルギー導入推進に向けた制度の整備について」と決めました。

その後、先進自治体(新城市・中津川市)等への視察研修、議員研修会(講師 大学教授)、委員会勉強会(アドバイザー・担当職員参加)、委員会協議会の開催、議会報告会での説明や大磯町環境審議会との意見交換(一般会議)を行ってきました。



今後のスケジュール

11月15日（土）に開催する議会報告会で、条例（素案）をご説明します。ぜひご参加ください。

条例素案の作成・意見募集

保健センター
国府支所
午後3時～
午前10時～
議会報告会（11月15日）

条例案の作成

議会上程（12月）

条例の公布・施行（27年4月）

現在の手続き

募集期間等

お寄せいただいたご意見は、整理の上公表いたします。（お名前、ご住所については、公表いたしません。）ただし、個々のご意見には直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■意見募集期間

10月21日（火）から11月19日（水）まで

■閲覧場所

町民情報コーナー（役場本庁舎、国府支所）、議会事務局、図書館、町ホームページ

■提出方法

持参（土・日・祝日は除く）、郵送、FAX、Eメール

様式は問いません。住所、氏名、連絡先、「（仮称）大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例（素案）」に対する意見であることを明記してください。

※電話・口頭での受付は行いません。

提出先

議会事務局 Tel (61) 4100 内線 281

○送付先 〒255-8555 大磯町東小磯 183 大磯町役場

○FAX (61) 1991

○Eメール gikai@town.oiso.kanagawa.jp

平成26年度第1回議会報告会の意見・提言・要望等

番号	分野	内容・テーマ	報告会場	意見・提言・要望等	町からの回答
1	生活環境	防犯灯のLED化と維持管理における問題点	国府支所	ESCO（エスコ）事業を使い、防犯灯の蛍光灯をLED化し維持管理費の削減を図るようだが、LED化することで何かリスクはあるか。 また、契約期間が満了後はどうなるのか。維持管理や費用面で問題はないのか。	今回、町内の全ての防犯灯をLED化する事業は、ESCO（エスコ）事業を活用した10年間の長期契約となるため、価格だけでなく、創造性、技術力、実績などを総合的に審査し事業者の選定を行っており、リスクは想定しておりませんが、現在、計画どおりに事業が実施できるよう打合せを行い準備を進めています。 なお、蛍光灯がLED灯具に交換されることで、光の色合いや照度等に慣れていただくまでには、違和感を感じられる可能性は考えられます。 LED防犯灯については、契約期間満了後は、事業者から町へ無償譲渡されます。LED防犯灯の光源寿命は60,000時間（約14～15年）となっております。契約期間満了後数年間は、サービス料を必要とせずに安価な維持管理費で継続して使用できると考えています。
2	生活環境	防犯灯の維持管理における費用負担	国府支所	災害時の復旧費用は誰が負担するのか。	ESCO事業において動産総合保険に加入しているため、偶然の事故による損害は基本的に事業者により補償されます。 なお、対象となる損害は、火災、盗難、水災、落雷、風・雹・雪災、いたずら等です（但し、地震・噴火等は対象外）。
3	生活環境	電動生ごみ処理機の推進によるごみ減量化の効果	国府支所	電動生ごみ処理機による生ごみの減量化の推進により、町はどれ位生ごみの量が削減されると見込んでいるのか。	電動生ごみ処理機の普及により、可燃ごみの中から生ごみを除くことができれば、ごみ減量化はもとより、大変悩ましい課題でもあるごみ集積場所問題の解決の糸口になると考えています。 このため、電動生ごみ処理機の普及のほか、コンポスト容器（コンポスター）の普及や生ごみの水切りの徹底などのPRを行い、生ごみ減量化策に力を入れて取り組んでいます。また、今年度は、キエーロやミラコンポなどの新たな減量化策について、モニター制度により普及を行っているところです。 今後も引き続き、ごみの減量化の普及啓発を行い、ごみの無いきれいなまちづくりに努めてまいります。
4	危機管理	防災指定井戸の維持管理費補助の検討	国府支所	防災指定井戸は、町では水質検査の補助はしているようであるが、維持管理費の補助はしていない。維持管理は大変であり、維持費を負担する制度ができれば防災指定井戸が増えると思う。防災上、井戸の確保は非常に大切だと思うがどうか。	防災指定井戸は地域からの指定に向けての推薦情報をもらい、町で水質検査を行って水質基準に適合している井戸を所有者の了解のもと指定しているもので、災害時等は生活用水として地域の皆さんへの利用の協力をしてもらうものです。通常はその家庭で使用していますので日常の維持管理は所有者にお願いしご理解いただいています。なお、町では指定した防災井戸については、定期的な水質検査を行っているところです。
5	建設・都市計画	マリア道の整備に対する監視	国府支所	マリア道（国府本郷西小磯1号線）を整備するのは町の責務であると町長は言っているが、前町長は議会や地区の説明会において、マリア道の整備は国際学園が行うと明言している。町はマリア道の整備を国際学園にも行わせるべきである。	マリア道（国府本郷西小磯1号線）の整備については、町内に不足している南北を貫く道路を設けることで、南北方向の地域幹線軸となるため、運動公園へのアクセス道路となるばかりでなく、広域的な道路ネットワークが形成されると思います。このため総合計画にも位置付けした事業であり、平成23年度より用地取得を始め、一部拡幅整備工事を町の道路事業として現在進めているものです。

平成26年度第1回議会報告会の意見・提言・要望等

番号	分野	内容・テーマ	報告会場	意見・提言・要望等	町からの回答
6	教育・子育て	幼稚園、保育園におけるAET英語指導助手による英語教育の効果	国府支所	町は、幼稚園、保育園で1月に1回、外国人AET英語指導助手による英語教育を行っているが、月に1回では効果が薄いと思う。小さな時から英語教育を行うのは非常によいと思うので、回数を増やしたほうがよい。	現在、文部科学省では初等中等教育段階における英語教育の拡充強化を検討していますが、大磯町では平成12年度より小学校・幼稚園にもAETを派遣してきたところです。今後、小学校教育における英語教育充実に併せ、就学前段階におけるAET派遣についても検討を進めてまいります。
7	生活環境	観光の核などの視点も踏まえた再生可能エネルギー活用の仕組みの検討	国府支所	大磯町の物産に上手く再生可能エネルギーを使う、また再生可能エネルギーを生み出すような仕組みを考案して全国に発信するなど、観光の核になるような観点も必要であると思う。そういう演出が勝負と考えるので検討してほしい。	再生可能エネルギーの活用につきましては、現在、議会議員により条例制定の協議、検討が進められています。 この条例では、「町、町民、事業者が一体となり、再生可能エネルギーの利用を推進していく」としていますので、今後、御提案いただきました観光の核となるような観点も含め、取組み等について研究してまいります。
8	建設・都市計画	歩道の切り下げ整備の要望	国府支所	ヤオマサ入口（町道幹線21号線側）や西大磯郵便局に入る部分の歩道の切り下げが十分でなく、乗用車の車体下を擦るなど困っているため、歩道整備への配慮をお願いする。	ヤオマサ入口（町道幹線21号線側）の歩道切下げについては、ヤオマサの駐車場へ入るための切下げであるため、ヤオマサから歩道を切下げるための自費工事申請を町に提出していただき、その申請に基づき対応することになりますので、ヤオマサには、その旨の話しをさせていただいております。 西大磯郵便局に入る部分については、県道を管理している神奈川県平塚土木事務所に確認したところ、町と同様に、県の方に自費工事申請を提出していただき、その申請に基づき対応するとのことで、西大磯郵便局には町の方から町民の方からの要望及び県に確認した対応方法について話しをさせていただきました。
9	建設・都市計画	駅前ロータリー縁石の高さの検証	国府支所	大磯駅前ロータリーの縁石が高いため、ドアを縁石に擦らないように車を縁石から離して停めており、バスが停車していると車が通れないことがある。縁石の設計に問題があるのではないか	ロータリー周辺の歩道はバスの駐車場となっていることから、町管理の町道部については、他の車両の通行に支障をきたさないよう、車が駐停車できない措置を講じております。縁石の高さについては、安全対策に必要な高さを基準に設計しております。
10	建設・都市計画	大磯駅前ロータリー内モニュメントの安全対策	国府支所	大磯駅前ロータリー内に在るモニュメント（大樹）は鉄と石で作られていると思うが、大規模地震で転倒した場合に危険であるため安全対策等の確認をしてほしい。	今年度モニュメントの再塗装を含めたメンテナンスを実施する際、鉄部の腐食等の有無を確認し、必要な補強・補修をあわせて実施します。
11	建設・都市計画	町道幹線16号線整備の進捗状況	国府支所	町民との対話集会で町道幹線16号線を大磯駅西側のガード下まで通す話があった。雨天時の国道1号の混雑緩和が図れると思うが、その後の取組みの進捗状況はどうか。	現在、幹線16号線の道路計画（ゆめのちかみちから大磯町土地開発公社買収用地までの区間）について、住民参加による検討会を立ち上げる準備を行っており、その検討会で出た意見を参考に、町としての道路計画を策定する予定です。

平成26年度第1回議会報告会の意見・提言・要望等

番号	分野	内容・テーマ	報告会場	意見・提言・要望等	町からの回答
12	行財政	自治基本条例に基づく町民の参画と協働の在り方	保健センター	自治基本条例に基づく町民の参画と協働の手続きにより、駅前駐輪場建設や中学校給食の町との話し合いに参加した人たちは、町に対する信用を失くしている。町民が提案した内容を全く取り入れず、町は別案を提出してその案に決めた。自治基本条例に基づく手続きは、町民の意見をどのように政策に反映させて決定するのか、その決定の場に町民が参加しなければ意味がなく、これでは町政参加への意欲がなくなってしまう。	町民自治を実現することや、参画と協働によるまちづくりを推進するため、大磯町自治基本条例第19条「町政運営の基本」においても「会議の公開」「附属機関等への委員構成に公募町民を選任」「パブリックコメント、説明会、アンケート」などを通じて、広く町民の意見を求め、その結果を参考とし、町の考え方を公表するなど、公正で誠実な町政運営を行っています。 最終的な決定においては、町長が施策を提案し、議会に説明、ご賛同いただくこととなりますが、今後も自治基本条例に則り、情報を公開し、町民からのご意見や要望等を基に、迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果や理由等を速やかに回答することで、町民との情報共有及び信頼関係の構築に努めてまいります。
13	建設・都市計画	葬儀場建設における役場土地の使用協議	保健センター	住民の反対を押し切り、㈱サン・ライフによる鷗立庵西側の葬儀場建設が始まった。住民説明会において事業者及び設計者は、近隣者に絶対迷惑は掛けない、役場側と隣家の権利も絶対に侵さないと回答した。役場の土地を工事のために使用させる協議書が事業者から提出されたようであるが、町は土地を使用させるのか。また、町長と事業者のトップ会談の内容も電話での対応ということであった。	役場の土地の使用（外部足場の上空使用）につきましては、平成26年6月12日付で行政財産目的外使用料を納付するという条件を付して使用の許可をいたしました。また、交渉等については、電話だけではなく面談や文書による対応も行っております。
14	教育・子育て	放課後子ども教室の人手不足の対応	保健センター	放課後子ども教室は人手が不足しているが、その理由に、子どもがけがをしたときの対応でとても嫌な思いをするということがある。放課後子ども教室を盛り上げていくためには、子どもがけがをした場合に町職員が引き取る手続きを確立する必要があると思うので検討してほしい。	放課後子ども教室は学校施設を活用して実施していますが、学校教育の一環として位置づけられた事業ではないことから、実施主体は学校ではなく大磯町教育委員会が責任をもって管理運営にあたっています。 ケガや急病が発生した場合には、大磯・国府両小学校に配置されたコーディネーターが中心となり、児童の安全確保を第一に、保護者や子育て支援課への連絡、病院や救急車等への対応がスムーズに行えるよう、安全管理マニュアルを作成していますので、再度、安全管理員・指導員（ボランティアスタッフ）の皆さんと緊急時の対応について確認いたします。 なお、安全管理員・指導員（ボランティアスタッフ）につきましては、随時募集をしており、今年度は新たに7名の方に参加いただいております。また、星槎大学の学生さんにも協力いただくなど、地域の力をお借りした中で、引き続き、子ども達に放課後の安全な居場所を提供してまいります。

パブリックコメント 意見提出様式

住 所
氏 名
連絡先

[illegible]

意見等の提出にあたっては、この様式のほか、任意の様式で提出していただいてもかまいません。ただし、任意の様式の場合でも上記と同様の内容を記入の上、ご提出ください。

また、ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

◎問い合わせ・提出先 議会事務局 TEL (61)4100 内線 281

送付先 〒255-8555 大磯町東小磯 183 大磯町役場

FAX (61)1991

E-mail gikai@town.oiso.kanagawa.jp

大磯町議会 議会報告会のアンケートのお願い

今回ご出席いただいた皆様にご意見やご感想をお伺いし、今後、内容の充実に努めていきたいと思っておりますので、アンケートにご協力をお願い申し上げます。

- 最初に、あなたご自身のことについておたずねします。それぞれの項目について、1つずつ選んで番号に○をつけてください。

性 別	1. 男	2. 女		
年 齢	1. 10歳代 5. 50歳代	2. 20歳代 6. 60歳代	3. 30歳代 7. 70歳代～	4. 40歳代
お住まい	1. 町 内 (地区)	2. 町 外		
ご職業	1. 学生 5. 無職	2. 会社員 6. その他 ()	3. 自営業	4. 主婦

- 次に、会場名の番号に○をつけてください。

1. 国府支所	2. 保健センター
---------	-----------

- 次に、以下の問にお答えください(複数回答可)。

【問1】 2つの会場の中から、この会場を選ばれた理由をお聞かせください。

1. 自宅から近い 2. 勤務先に近い 3. 交通の便が良い 4. その他 ()

【問2】 議会報告会の開催について、どこでお知りになりましたか。

1. 議会だより 2. 議会ホームページ 3. 広報お知らせ版
4. 公共施設の案内チラシ 5. SCNのテレビ放送 6. 地区からの案内(回覧含む)
7. その他 ()

【問3】 開催日時について、参加しやすいものはどれですか。

1. 平日の午前 2. 平日の午後 3. 平日の夜
4. 土日・祝日の午前 5. 土日・祝日の午後 6. 土日・祝日の夜
7. その他 ()

【問4】 資料はわかりやすかったですか。

配付資料は …… 1. わかりやすい 2. わかりにくい

議会だよりは …… 1. わかりやすい 2. わかりにくい

※ 2とお答えになった方は、その他の欄に、理由や改善すべき点のご記入をお願いします。

- 次に、議会報告会の感想をお聞かせください。

1. 良かった	2. 普通	3. 良くなかった
---------	-------	-----------

- その他、議会報告会について、ご意見、ご要望、ご提言などありましたらお聞かせください。

--

ご協力ありがとうございました。
大磯町議会議員一同